資 料

議案第１号

筑波地区支線型バスの導入車両について

令和３年 11 月 15 日（月）に開催した「令和３年度第２回つくば市公共交通活性化協議会」において、筑波地区支線型バス実証実験事業について、全４コースを令和４年３月 31 日に終了することや、他コースよりも利用者が定着していた第３コース（筑波ふれあいの里入口（つくば湯）～筑波交流センター）を筑波地区住民等の意見を踏まえて見直し、令和４年度中に本格運行を目指すことなどを審議した。

令和３年 12 月７日（火）に実施した筑波地区住民（筑波地区支線型バス第３コース沿線の各区長、民生委員等）との検討会において、筑波地区支線型バスの導入車両について、該当する地区からの意見をもとに合意を図ったところである。

ついては、導入車両を、下記のとおりとする旨、審議をお願いする。

記

１　車両の大きさ

10 人乗りワゴン（現行の筑波地区支線型バスと同規格）

合意に至る経緯

各地区の集落なども運行してほしいという地域住民からの要望を踏まえ、道路幅員も考慮した、現行の筑波地区支線型バスと同規格の 10 人乗りワゴンが望ましいという結論に至る。

２　車椅子の乗車スペースの有無

無し

合意に至る経緯

運行するコースは坂道が多く、車椅子でバス停にたどり着くことがそもそも難しい。また、車椅子の乗車スペースがあっても、福祉車両のように専任の乗降介助者が同乗しているわけではなく、乗降に支障が出る可能性がある。これらのことから移動手段の住み分けを行い、健常者は支線型バスで、車椅子利用者はつくタク又は福祉有償運送等で移動することが望ましいという結論に至る。

３　運行台数

２台

合意に至る経緯 各地区集落内を運行することに伴い、総運行キロ数及び始点・終点間の所要時間が増え、実証実験の結果も踏まえ、車両１台では次の便までの運行間隔が空いてしまうことから、利便性を向上させるために２台で運行することが望ましいという結論に至る。なお、２台で運行した場合でも、「１日１便当たり１人以上の利用者」という目標を掲げ、地元住民の積極的な利用や区会内での宣伝等に協力してもらえることを確認した。

※予備車両については、運行事業者が準備することを前提とし、運行事業者入札における参加要件とする予定

４　移動円滑化基準第 43 条に基づく移動円滑化基準適用除外認定（予定）

車種が確定次第、当該車両に係る移動円滑化基準第四十三条に基づく移動円滑化基準適用除外認定を関東運輸局茨城運輸支局へ申請する。除外対象の条項は次のとおり。

条項	除外申請理由（案）
・第 37 条第２項 （乗降口のスロープ等） ・第 39 条 （車椅子スペース） ・第 40 条第１項 （通路の有効幅）	・筑波地区は高齢化率が 37.4%（R3.10.1 時点）と市内の中でも高齢化率が高い地区である。今後も高齢化が進む中、運行車両には一定の輸送力が求められている。また、支線型バスは各地区集落内を走行するなど、山あいの狭隘な道路を通るため、運行車両は 10 人乗りワゴンとする。 ・乗降口スペースを空けた上で車椅子スペースを置く仕様では、歩ける方の乗車スペースが十分に確保できない。 ・車椅子の方は、市が実施しているデマンド型交通（つくタク）や福祉車両による移動が可能であることや、福祉タクシー利用料金助成制度の利用も可能であり、代替の交通手段が存在する。
・第 40 条第２項 （通路の手すり）	・ワゴン車両の乗降口付近には手すりを設置する。しかし、通路にも定間隔で手すりを設置する場合、通路スペースが狭くなり移動を妨げて危険である。 ・利用者が通路を安全に移動できるように、つかまる取っ手を座席の通路側の側面に設置する。

条項	除外申請理由
・第 41 条第２項 （車外用放送設備）	・ワゴン車両には車内用放送設備としてマイクやスピーカーを設置する。 ・車外への放送設備については、ワゴン車両は車体が小さく、乗降口と運転席の距離が近いため、運行情報伝達は窓や扉を開けて直接に話ができることから、車内用放送設備を使用すれば運転手の声が拡声され、十分に情報伝達が可能である。
・第 41 条第３項 （前面、左側面、後面への行先表示）	・バス車両に対してワゴン車両はボディの面積が小さく、前面及び後面に分かりやすい行き先表示を行うことができない。 ・停留所にいる利用者からは、ワゴン車両の左側面が正面となるため、左側面に分かりやすい行き先表示を行うことで、運行情報を伝達することができる。

※移動円滑化基準については、別紙参照

５　その他

本件、可決の上は次のとおり車両購入に係る入札手続きを進める。

令和４年１月　車両購入事業者入札申請　→　入札審査会

令和４年２月　車両購入事業者入札公告

令和４年３月　車両購入事業者開札　　→　車両発注

※運行コース及びダイヤについては、令和４年２月に開催予定の令和３年度第３回つくば市公共交通活性化協議会で審議予定

以　上

参考資料（抜粋）

平成十八年国土交通省令第百十一号

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令

第一章　総則

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　視覚障害者誘導用ブロック　線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。

二　線状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

三　点状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

四　内方線付き点状ブロック　点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせて配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

五　車椅子スペース　車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。

五の二　優先席　主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。

六　鉄道駅　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

七　軌道停留場　軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

八　バスターミナル　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

九　旅客船ターミナル　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十　航空旅客ターミナル施設　航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十一　鉄道車両　鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十二　軌道車両　軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十三　乗合バス車両　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）をいう。

十三の二　貸切バス車両　道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものに限る。）をいう。

十四　福祉タクシー車両　道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条の二に規定するものに限る。）をいう。

十五　船舶　海上運送法による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。

十六　航空機　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

2　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第三章　車両等の構造及び設備

第三節　乗合バス車両

（適用範囲）

第三十六条　乗合バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

（乗降口）

第三十七条　乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2　乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　幅は、八十センチメートル以上であること。

二　スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

（床面）

第三十八条　国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

（車椅子スペース）

第三十九条　乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一　車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二　車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三　車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四　車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五　他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六　車椅子スペースである旨が表示されていること。

七　前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

（優先席）

第三十九条の二　乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

（通路）

第四十条　第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2　通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

（運行情報提供設備等）

第四十一条　乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2　乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3　乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

（意思疎通を図るための設備）

第四十二条　乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

（基準の適用除外）

第四十三条　地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した乗合バス車両については、第三十

七条から前条まで（第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該乗合バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

2　前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3　第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　車名及び型式

三　車台番号

四　使用の本拠の位置

五　認定により適用を除外する規定

六　認定を必要とする理由

4　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定の取消しを求める申請があったとき。

二　第二項の規定による条件に違反したとき。